

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月9日
【発行者名】	安田投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 治紀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美土代町7番地
【事務連絡者氏名】	金 英弘
【電話番号】	03 - 3296 - 6000
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	安田外国債券ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

安田外国債券ファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）
愛称として“ハリヤー”という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

なお、受益権の格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である安田投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ニューヨークの証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）

を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で

除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

当ファンドは、原則として、日本経済新聞朝刊に「ハリヤー」の銘柄名で前日の基準価額が掲載されます。

（５）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に1.575%（税抜1.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」とは、計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことを、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約を販売会社と結ぶコースをいいます。

（６）【申込単位】

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

（７）【申込期間】

平成22年6月10日から平成23年6月9日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本支店等とします。

販売会社については、下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

（９）【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、販売会社の定める日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

毎年3月9日（休業日の場合は翌営業日。）。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

「安田外国債券ファンド」（愛称：ハリアー）は、「安田外国債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、主として日本を除く主要国の公社債への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（注）当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本除く)		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものに主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本除く）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を除く。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）で閲覧が可能です。

ファンドの特色

日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とします。

マザーファンドを通じて、主として日本を除く主要国の公社債への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。公社債の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

公社債への投資は、BBB格またはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。

格付とは、格付機関によって国や企業が発行する債券に付与される等級のことをいいます。債券の信用力や元本や利息の支払い能力等を格付機関が総合的に分析し、ランク付けしたものです。格付については、スタンダード&プアーズやムーディーズ等の格付機関によって付与される格付を用います。なお、格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

シティグループ世界国債インデックス（除く日本・円ベース）をベンチマークとします。

ベンチマークを中長期的に上回る運用成果を目指します。

シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した債券指数で、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。シティグループ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。

UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクに、マザーファンドの運用指図の権限の一部を委託します。

UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクの概要

世界的なネットワークを有するUBSグローバル・アセット・マネジメント・グループ内の投資顧問会社です。一貫した運用プロセスにより、リスク調整後のリターンで業界優位を目指した運用を行っています。投資にあたっては、ポートフォリオ全体のリスク・コントロールを行い、中長期的に超過リターンを目指しています。

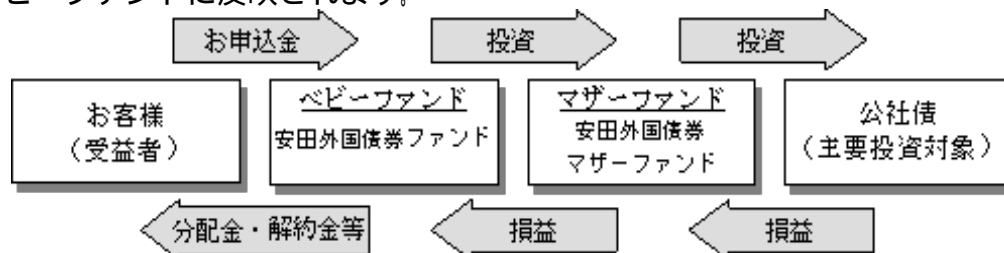
外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

（２）【ファンドの仕組み】

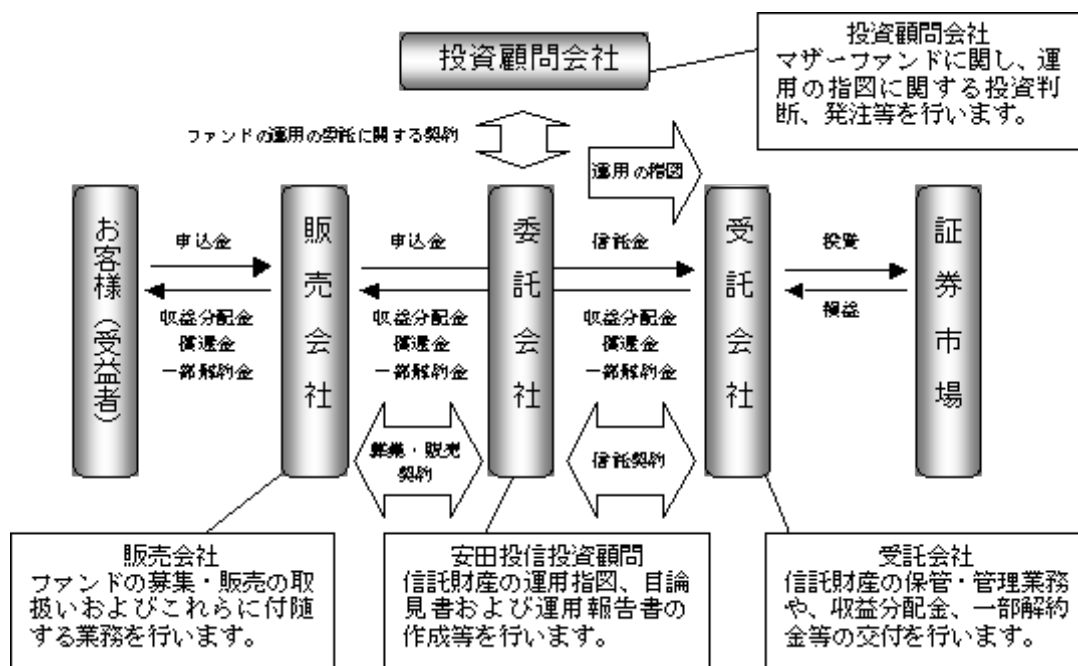
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、お客様（受益者）の資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。また、マザーファンドの運用成果は全てベビーファンドに反映されます。



損益は全て投資家である受益者に帰属します。

委託会社および当ファンドの関係法人と契約等の概要



委託会社

安田投信投資顧問株式会社

委託会社は、ファンドの設定、信託約款の届出、信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

委託会社の概要は次の通りです。

資本金：26億円（平成22年4月末現在）

沿革：平成11年3月1日 安田ペインウェバー投信株式会社設立

平成11年3月25日 証券投資信託委託業認可取得

平成11年12月16日 関東財務局へ証券投資顧問業登録

平成15年6月26日 安田投信投資顧問株式会社へ商号変更

平成15年7月23日 投資一任契約に係る業務の認可取得

平成15年8月1日 安田投資顧問株式会社と合併

大株主の状況（平成22年4月末現在）

名称	住所	所有株式数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	114,000株	98.62%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	1,600株	1.38%

受託会社

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託財産の保管・管理業務、収益分配金・一部解約金・償還金の交付等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に、委託することができます。

委託会社と受託会社との間には、受益者である投資家の利殖に資する目的で信託契約を結んでいます。受託会社の報酬は、信託報酬から支弁されます。

販売会社

販売会社につきましては、下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

販売会社は、当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務等を行います。

委託会社と販売会社の間には、販売契約が結ばれており、その概要は次の通りです。

募集・販売の取扱いおよび追加設定の申込事務、一部解約の実行の請求の受付、買取、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等、税務の事務、宣伝広告および目論見書・運用報告書等の交

付等を行います。

当ファンドの募集・販売の取扱いに関する報酬として、信託報酬から代行手数料が支弁されま

す。

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

投資顧問会社

UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インク

当ファンドの投資顧問会社として、当ファンドの投資対象であるマザーファンドに関し、運用の指図に関する投資判断、発注等を行います。

日本を除く主要国の公社債の運用に関し、有価証券等の価値の分析等に基づく投資判断を行い、運用の指図を行います。

ファンド運用の必要に応じて、投資連絡会を開きます。

業務の遂行にあたっては、忠実に行うことを義務とし、秘密を厳守するものとします。

ファンド運用に係る投資顧問費用は、委託会社の報酬から支弁します。

委託会社と投資顧問会社との間の契約の有効期間は信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、委託会社は投資顧問会社に対し3ヵ月前までに、投資顧問会社は委託会社に対し6ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

1．基本方針

この投資信託は、主として日本を除く主要国の公社債への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2．運用方法

・投資対象

日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とする安田外国債券マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、公社債に直接投資する場合があります。

・投資態度

主として、日本を除く主要国の公社債（マザーファンド受益証券を含みます。）を投資対象として、長期的な運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等によっては、適宜変更を行う場合があります。

シティグループ世界国債インデックス（日本を除く）円ベースをベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をあげることを目標に運用を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うこと

ができます。

マザーファンドの投資方針

1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を除く主要国の公社債への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

・投資対象

日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とします。

・投資態度

日本を除く主要国の公社債を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

シティグループ世界国債インデックス（日本を除く）円ベースをベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。

投資に際しては、いずれかの評価機関からBBB格またはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。

格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

運用指図に関する権限は、UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクに委託します。

ポートフォリオの構築にあたっては、市場のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析、センチメント分析等を行いつつ、信用リスク、流動性リスクおよび分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスク低減を図りつつ、投資を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

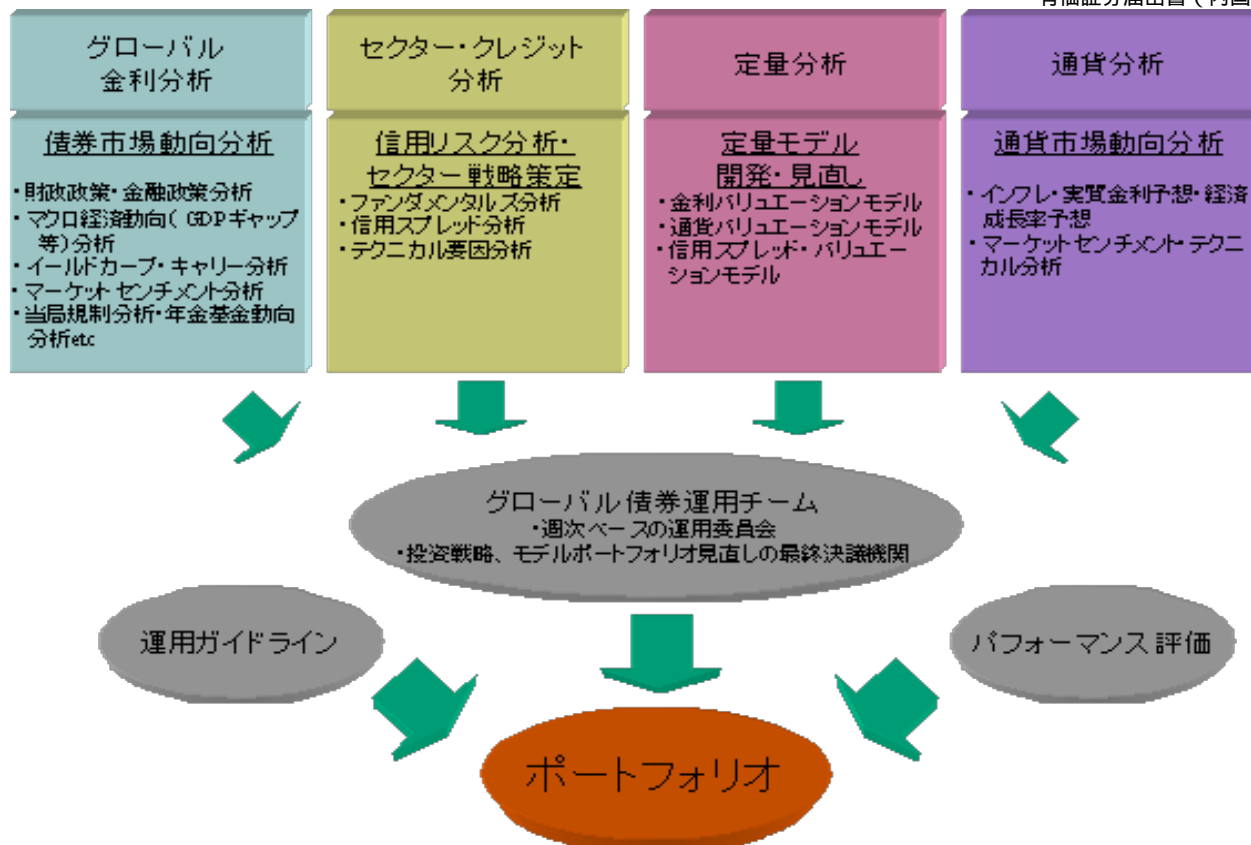
信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

・投資プロセス

UBSグローバル・アセット・マネジメントグループのグローバル・チームアプローチにより、「ファンダメンタルズ分析¹を中心としたプライス/バリュエーション・アプローチ²」という基本運用方針に基づいて、債券市場動向分析、信用リスク分析・セクター戦略、定量モデル開発・見直しおよび通貨市場動向分析の集約により、ミス・プライシングの発掘を目指します。

具体的には、カンントリーアロケーション、金利、セクター、通貨戦略における独自の定量モデルによるバリュエーション分析等、一貫性のある市場動向分析による市場のミスプライス発掘を基本としながら、運用ガイドラインに沿ったポートフォリオ³を構築し収益の獲得を目指します。



グローバル金利分析

各主要債券市場について、財政・金融政策分析、マクロ経済動向（GDPギャップ等）分析、イールドカーブ⁴・キャリー⁵分析、マーケットセンチメント⁶分析等、債券市場動向分析を行います。

セクター・クレジット分析

経済ファンダメンタルズ分析に加え、信用スプレッド⁷分析、テクニカル要因分析を行い、セクター戦略の策定を実施します。

定量分析

金利、通貨、信用スプレッドに関するモデルにより定量分析を行います。

通貨分析

各主要通貨に対して、ファンダメンタルズ分析およびテクニカル分析¹を行い、ベンチマークに対する通貨配分戦略を決定します。

ポートフォリオの構築

各分析の結果に基づき、グローバル債券運用チームの週次ベースの運用委員会において、分散投資を維持しながら、リスク調整後期待リターン観点からモデルポートフォリオを作成します。その後、ファンドマネージャーが、運用ガイドラインを遵守しつつ実際のポートフォリオを構築し、債券CIOが実際のポートフォリオに関する最終的な意思決定を行います。

パフォーマンス評価

リスク調整済みリターンを中心とするパフォーマンス分析に加え、実際のポートフォリオとモデルポートフォリオとの乖離、ベンチマークとの乖離、類似ファンドとの乖離、各市場毎および各セクター毎の乖離等についてモニタリングを継続し、適宜見直しを行います。

投資対象および投資制限は、原則として「安田外国債券ファンド」と実質的に同様です。

1 ファンダメンタルズ分析とテクニカル分析

一般的にファンダメンタルズ分析は、証券等の投資価値を求めて発行主体の経営的・財務的特性等の分析を行います。これに対してテクニカル分析は、市場現象に着目した分析を行います。例えば、価格や出来高の推移を図示して、そこから変化傾向を読み取る等、市場の需給関係等の状況から変動方向を判断します。

2 プライス/バリュー・アプローチ

UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループ全体の基本投資哲学です。

「いかなるアセットクラスでも、投資ファンダメンタルズがその投資価値を決定する、との考え方に基いております。市場の動向または構造によって、市場価格（プライス）が投資価値（推

定適正株価、バリュウ）から乖離した水準になるとそれが超過収益獲得の好機になると考えております。」

3 ポートフォリオ

語義は“紙ばさみ”や“書類かばん”の意味ですが、資産運用においてはそれが転じて、株式や債券等の複数の銘柄や資産の組み合わせを意味するようになりました。

4 イールドカーブ

ある一時点において、他の条件が等しく、残存期間のみ異なる債券を対象とし、横軸に残存期間をとり、縦軸に利回りをとったときにできる曲線のことをいいます。一般的に、イールドカーブが右下がりのときは将来金利が低下すると予想され、右上がりのときは将来金利が上昇すると予想されます。

5 キャリー

異なる通貨間の金利差を狙う取引です。例えば、金利の低い通貨で資金調達して、金利の高い通貨で運用して利ザヤを稼ぐ、という手法があります。

6 マーケットセンチメント

市場心理のことで、市場参加者が一様に感じているマーケットの雰囲気や相場の状況を指します。「地合い」ともいわれます。

7 信用スプレッド

社債利回りを安全資産の代表とされる国債利回りとの対比でみた利回り格差を指します。デフォルトなど信用リスクに対する市場評価や投資家選好などの指標にしばしば利用されます。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として安田投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドおよび次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.株券または新株引受権証券

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10.コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債権の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

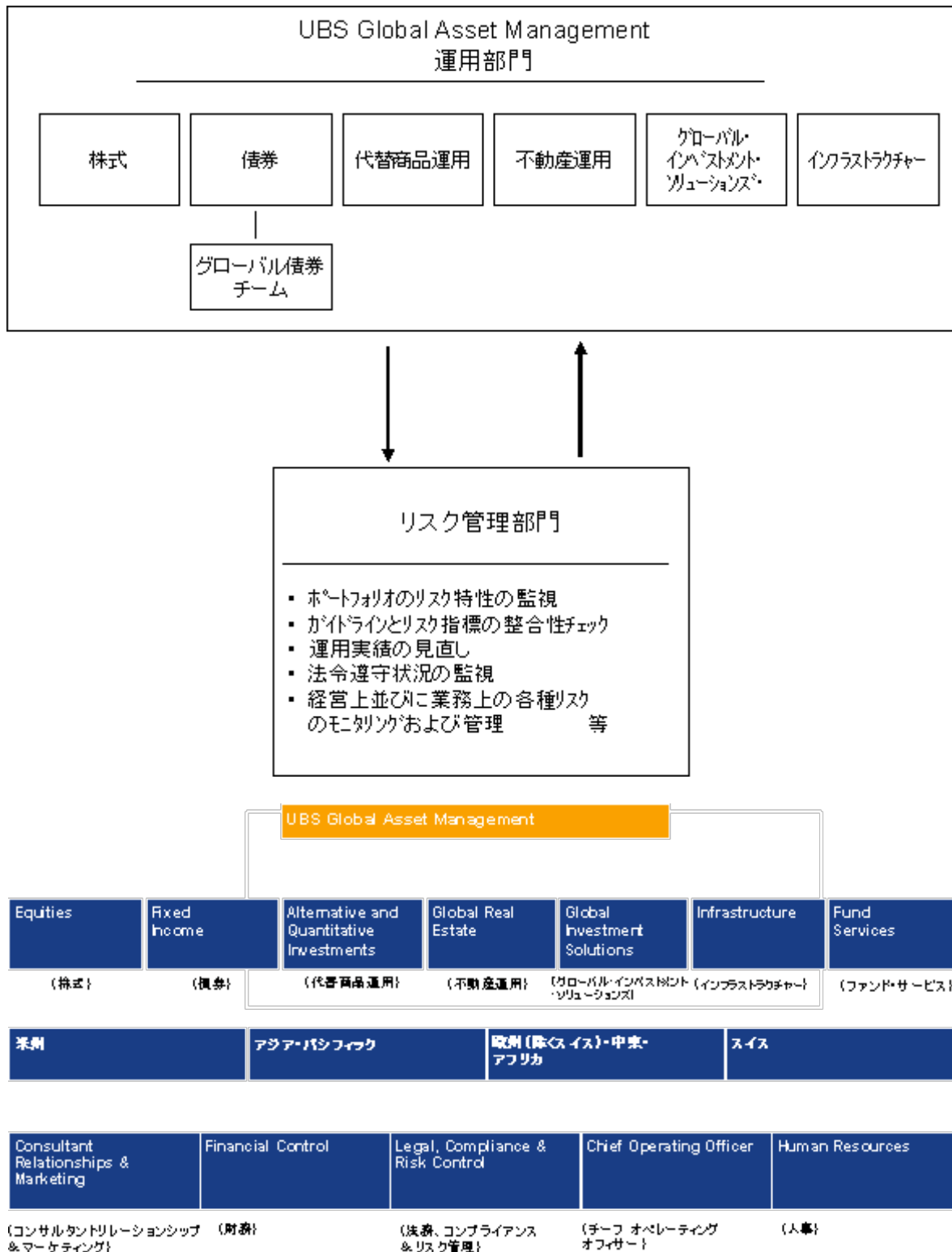
前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用は、下図に示すUBSグローバル・アセット・マネジメント・グループ内のUBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクに委託しております。UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、世界的なネットワークを有しております。

なお、運用体制は平成22年4月末現在のものです、今後変更となる可能性があります。

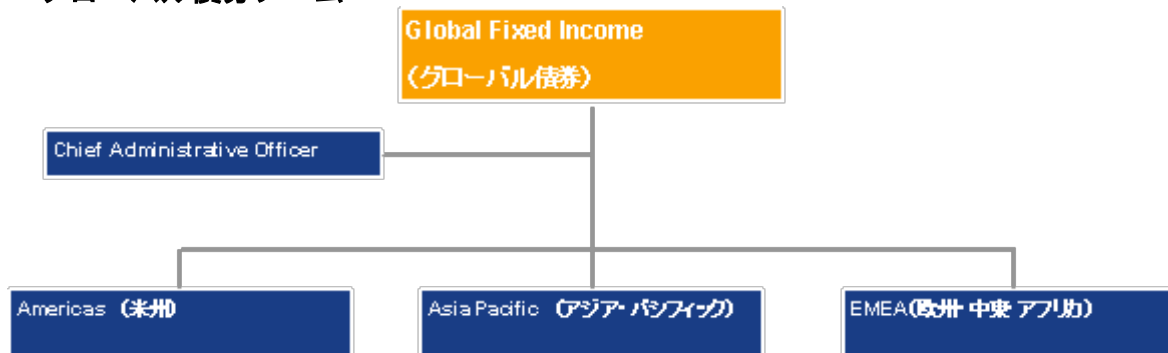
<UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループ>



当マザーファンドにおける債券運用は、上図Fixed Income（債券）（平成21年12月末現在140名程度）内のグローバル債券チーム（Global Fixed Income（グローバル債券））によって行われ、その組織図は以下の通りです。

グローバル債券チームは、債券運用部門責任者（Global Head of Fixed Income）がその責任を負っています。

<グローバル債券チーム>



委託会社とUBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクの間では、当ファンドに関しまして、運用ガイドラインが取り決められており、それに沿った運用が行われております。運用ガイドラインの主な内容は以下の通りです。

投資債券の格付

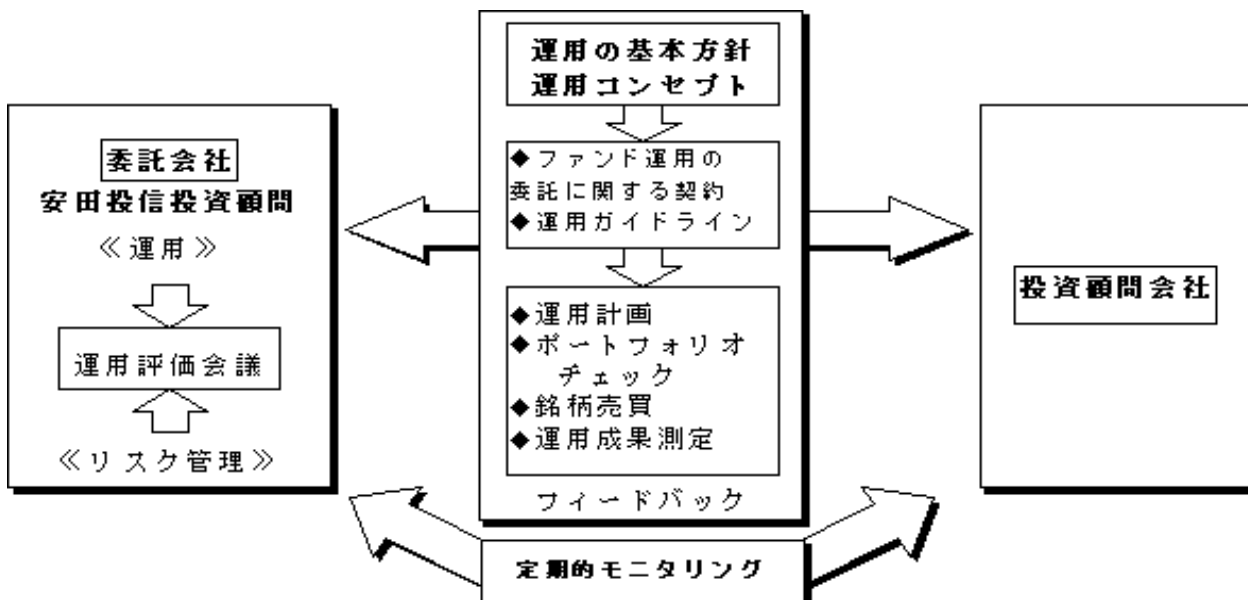
- ・ BBB格以上の債券に投資します。
- ・ A格以下の債券への投資は、純資産残高の35%以内とします。

1ヶ国当りの組入れ比率

- ・ 1ヶ国への投資は純資産総額の40%以内とします（米国を除く）。

運用ガイドライン等は今後変更となることがあります。

委託会社は、運用にあたって投資顧問会社に対して次の通り運用、管理を行っています。なお、運用体制は平成22年4月末現在のもので、今後変更となる場合があります。



安田投信投資顧問は、ファンドコンセプトに基づいてファンド運用の委託に関する運用の基本方針等を決定します。また、運用評価会議において運用ガイドライン遵守状況のチェックを行います。

投資顧問会社は、運用の基本方針および運用ガイドラインに則り投資環境予測に基づいて、運用計画案を作成し、運用を行います。

安田投信投資顧問と投資顧問会社は、投信運用管理部（8名程度）が行う定期的なモニタリングを通して、ファンドの運用方針、ポートフォリオ、運用成果等の運用状況に関する事項等について協議を行い、ファンドの適切な運営に努めております。また、安田投信投資顧問では、運用評価会議において運用パフォーマンス分析、ポートフォリオ特性の把握等、運用状況のレビューを行います。

受託会社に対する管理体制等

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照会等を行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

年1回（毎年3月9日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

株式への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

同一銘柄の株式等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超える投資の指図を行いません。

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前 の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときには、担保の提供の指図を行うものとします。

前 の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前 の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

前 の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前 の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売り予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前 の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法律等で規制される取引等

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しな

ければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

<同一株式の投資制限>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

（１）ファンドの主なリスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主に外国の債券を実質的な投資対象としますので、組入債券の価格の下落や、組入債券の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により、損失を被ることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は全て受益者に帰属します。

当ファンドが主たる組入対象とする証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。

金利変動リスク

主要投資対象である債券は、一般的に金利が上昇した場合には価格は下落し、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

信用リスク

一般的に債券等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される局面となった場合には、当該債券等の価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

市場リスク

投資対象国の景気、経済、社会情勢等により債券市場全体が下落した場合には、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外貨建資産を主要投資対象としますので、為替動向によって基準価額は影響を受けます。一般的に、当該外貨に対し円安になれば、当該外貨建資産の価格の上昇要因となりますが、円高になれば、当該外貨建資産の価格の下落要因となります。したがって、為替変動等により外貨建資産の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

デリバティブに関わるリスク

当ファンドは債券、為替、金利関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用では、ヘッジ手段とヘッジ対象となる資産の相関性が不完全となる可能性や流動性が低下する可能性があり、この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式に係る留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて投資資産の売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

（２）リスクに対する管理体制

ファンド運用の委託に関する契約先の投資顧問会社は、次のリスク管理体制に基づきファンド管理を行っています。

UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクでは、独立したリスク管理グループが、日々ベースの法令遵守、運用ガイドラインの遵守、カウンターパーティリスク（取引先の信用度）のチェック、売買の各ファンドへのアロケーションチェックに加え、ポートフォリオのリスク特性分析、パフォーマンス要因分析を実施します。

委託会社は次の体制によりリスク管理を行っています。

- 1) リスク管理部門は、定期的にカントリーアロケーション、デュレーション、および通貨配分等、ポートフォリオの状況、運用成果をモニタリングするとともに、投資顧問会社が運用の基本方針および運用ガイドラインに沿った運用を行っているかを定期的にフォローおよびチェックを実施しております。必要に応じて、投資顧問会社にフィードバックすると同時に運用評価会議に上程し検討を行っております。
- 2) 月次のコンプライアンス委員会において、法令遵守状況を報告し、必要に応じて投資顧問会社にフィードバックし状況改善を指示します。

具体的なリスク管理は、運用ガイドライン等にしたいがい、以下の通り行っております。

1) 信用リスク

当ファンドに組入れる債券は、BBB格以上とします。なお、A格以下が純資産総額の35%以内となっています。債券の格付は定期的にリスク管理部門がチェックしており、格下げ等で基準を逸脱した場合には、投資顧問会社に通知し、相場動向や流動性等を考慮しつつ原則として売却の指示を行います。

2) 市場リスク

当ファンドは、1ヶ国当りの投資比率を純資産総額の40%以下（米国を除く）とし、国際分散投資を行っております。比率は定期的にリスク管理部門がチェックを行い、上記の範囲を逸脱した場合には、投資顧問会社に通知し、速やかに調整するよう指示します。

3) 為替変動リスク

当ファンドは原則として為替ヘッジは行いません。日本を除く主要国の公社債に投資することにより、通貨分散を行っています。

上記リスク管理体制は平成22年4月末現在のもので、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に1.575%（税抜1.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

信託財産留保額はありませぬ。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%（税抜1.25%）の率を乗じて得た額とします。

委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

（年率）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.3125%	0.6300%	0.6300%	0.0525%
（税抜 1.25%）	（税抜0.60%）	（税抜0.60%）	（税抜 0.05%）

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6カ月の終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

委託会社の報酬にはUBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクへの投資顧問報酬が含まれ、その投資顧問報酬額は当ファンドに係るマザーファンドの純資産総額に対し、年0.325%の率を乗じて得た額とします。

（４）【その他の手数料等】

監査報酬

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とします。信託財産に係る監査報酬等を、毎計算期間の最初の6カ月の終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

なお、監査報酬の額は、監査法人との間で見直されることがあります。

その他の費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料は、信託財産中から支弁します。この他に、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および外貨建資産の保管等に要する費用等ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用等についても信託財産中から支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）の手数料・費用等の合計額は、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

＜一部解約時および償還時の課税＞

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

平成21年1月1日から平成23年12月31日まで3年間適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

解約時および償還時の譲渡損失については、申告分離課税を選択した収益分配金（配当所得）および上場株式等の譲渡益等との損益通算が可能になります。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

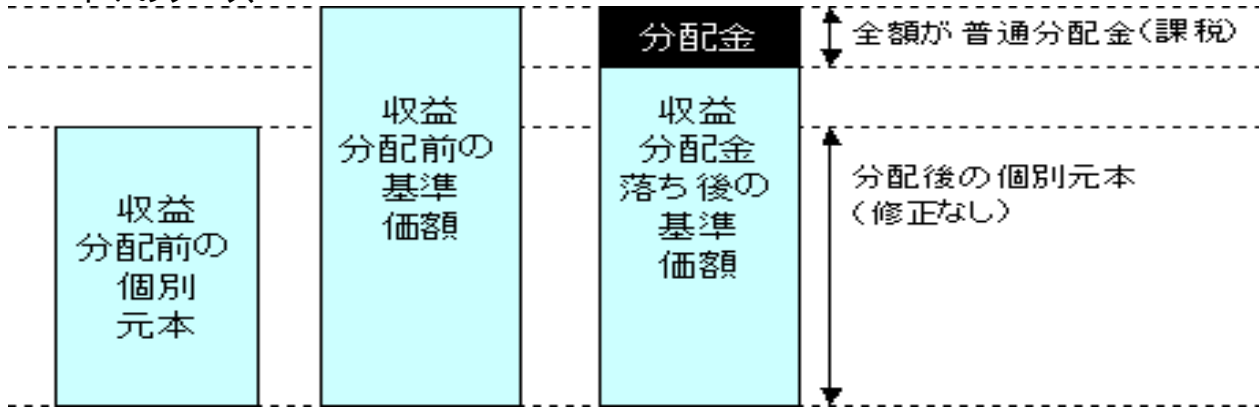
個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

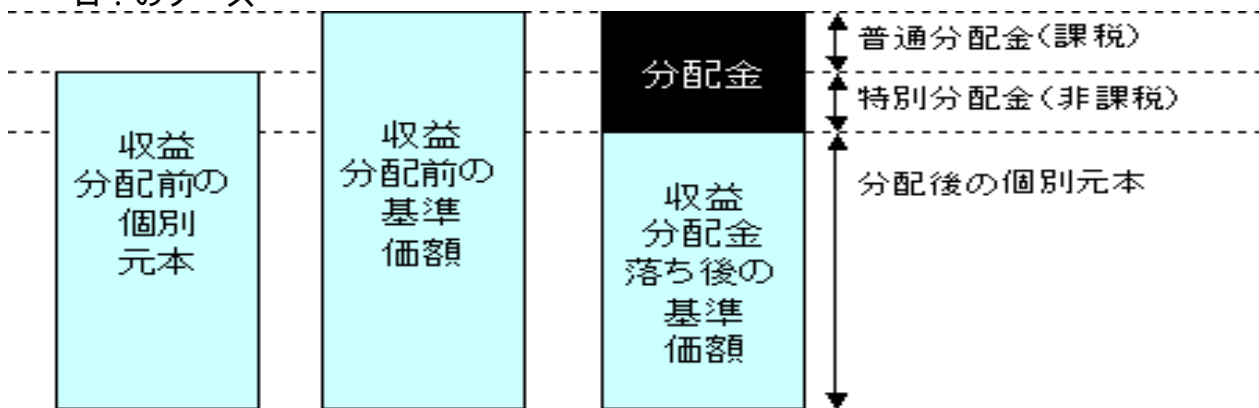
収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

イ．のケース



ロ．のケース



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税制が改正された場合等は、「課税上の取扱い」の内容が変更となることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

安田外国債券ファンド

(平成22年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	金額(円)	投資比率(%)
安田外国債券親投資信託受益証券	-	120,251,736	100.1
小計		120,251,736	100.1
現金およびその他の資産(負債控除後)		91,506	0.1
合計(純資産総額)		120,160,230	100.0

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の金額(時価)の比率をいいます。

参考

親投資信託の投資状況は以下のとおりです。

安田外国債券マザーファンド

(平成22年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	1,647,198,038	35.8
	イギリス	329,912,595	7.2
	スウェーデン	54,133,276	1.2
	デンマーク	44,506,013	0.9
	ドイツ	260,506,338	5.7
	イタリア	694,028,812	15.1
	フランス	112,600,165	2.4
	スペイン	48,165,579	1.0
	ベルギー	68,033,605	1.5
	オーストリア	97,562,520	2.1
	フィンランド	91,916,636	2.0
	ギリシャ	40,767,517	0.9
特殊債券	イギリス	28,359,789	0.6
	ドイツ	220,011,584	4.8
	国際機関	240,339,925	5.2
社債券	アメリカ	71,656,707	1.6
	イギリス	95,657,215	2.1
	フランス	19,390,532	0.4
	スイス	19,508,825	0.4
	オランダ	62,935,456	1.4
	スウェーデン	19,923,647	0.4
	ノルウェー	19,926,701	0.4
	アイルランド	43,871,928	1.0
小計		4,330,913,403	94.1
現金およびその他の資産(負債控除後)		271,093,038	5.9
合計(純資産総額)		4,602,006,441	100.0

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の金額(時価)の比率をいいます。

（２）【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】**

安田外国債券ファンド

（平成22年3月31日現在）

順位	銘柄名	国/ 地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	安田外国債券マザーファンド	-	親投資信託 受益証券	65,276,157	1.7945	117,138,773	1.8422	120,251,736	100.1

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.1
合計	100.1

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

参考

親投資信託の投資資産は以下のとおりです。

投資有価証券の主要銘柄

安田外国債券マザーファンド

（平成22年3月31日現在）

順位	銘柄名	国/ 地域	種類	券面総額	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	4,000,000	9,478	379,138,000	9,447	377,916,850	1.875	2012/6/15	8.2
2	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	3,580,000	9,369	335,425,190	9,362	335,164,970	1.25	2010/11/30	7.3
3	BUONI POLIENNALI DEL TES	イタリア	国債証券	2,440,000	13,011	317,481,631	13,067	318,853,253	3.75	2016/8/1	6.9
4	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	2,540,000	9,394	238,610,965	9,370	238,020,161	1.375	2012/2/15	5.2
5	UK TREASURY	イギリス	国債証券	1,545,000	14,187	219,189,781	14,151	218,636,206	4.75	2010/6/7	4.8
6	BUONI POLIENNALI DEL TES	イタリア	国債証券	1,350,000	13,340	180,102,910	13,389	180,763,986	4.5	2018/8/1	3.9
7	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	1,920,000	9,446	181,372,175	9,357	179,669,543	3.75	2018/11/15	3.9
8	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	2,000,000	8,659	173,199,775	8,577	171,542,500	4.25	2039/5/15	3.7
9	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	1,445,000	9,902	143,097,554	9,866	142,572,387	4.625	2011/10/31	3.1
10	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	830,000	13,986	116,085,195	14,168	117,597,939	4.75	2034/7/4	2.6
11	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	1,205,000	9,372	112,936,530	9,308	112,165,751	2.0	2013/11/30	2.4
12	BUONI POLIENNALI DEL TES	イタリア	国債証券	750,000	12,914	96,857,658	13,030	97,731,786	5.0	2034/8/1	2.1
13	FINNISH GOVERNMENT	フィンランド	国債証券	675,000	13,560	91,536,347	13,617	91,916,635	4.375	2019/7/4	2.0
14	KFW	ドイツ	特殊債券	690,000	13,151	90,747,781	13,130	90,599,181	5.0	2011/7/4	2.0
15	FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債証券	675,000	12,728	85,918,039	12,732	85,941,649	3.75	2021/4/25	1.9
16	KFW	ドイツ	特殊債券	610,000	13,481	82,236,716	13,485	82,262,853	4.625	2012/10/12	1.8
17	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	635,000	12,561	79,766,035	12,738	80,887,679	4.0	2037/1/4	1.8
18	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	600,000	12,865	77,190,816	12,823	76,938,228	5.625	2010/10/15	1.7
19	BUONI POLIENNALI DEL TES	イタリア	国債証券	530,000	13,384	70,938,133	13,399	71,018,906	4.25	2013/8/1	1.5
20	BELGIUM KINGDOM	ベルギー	国債証券	530,000	12,858	68,149,468	12,836	68,033,605	3.5	2011/3/28	1.5
21	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	480,000	13,705	65,788,068	13,711	65,817,449	5.375	2012/10/15	1.4
22	RABOBANK NEDERLAND	オランダ	社債券	480,000	13,115	62,953,443	13,111	62,935,455	4.125	2012/4/4	1.4
23	SWEDISH GOVERNMENT	スウェーデン	国債証券	3,590,000	1,508	54,171,906	1,507	54,133,276	6.75	2014/5/5	1.2
24	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	330,000	15,843	52,281,955	15,920	52,538,171	6.25	2014/4/15	1.1
25	REPUBLIC OF AUSTRIA	オーストリア	国債証券	400,000	12,303	49,215,481	12,532	50,129,396	4.15	2037/3/15	1.1
26	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	スペイン	国債証券	365,000	13,200	48,182,905	13,196	48,165,579	3.9	2012/10/31	1.0
27	REPUBLIC OF AUSTRIA	オーストリア	国債証券	355,000	13,316	47,273,919	13,361	47,433,123	3.8	2013/10/20	1.0
28	UK TREASURY	イギリス	国債証券	325,000	14,528	47,218,927	14,509	47,157,098	4.25	2011/3/7	1.0
29	KFW	ドイツ	特殊債券	300,000	15,644	46,933,894	15,716	47,149,549	5.5	2015/12/7	1.0
30	CITIGROUP INC	アメリカ	社債券	320,000	14,311	45,797,356	14,454	46,253,376	5.5	2015/11/18	1.0

種類	投資比率 (%)
----	----------

外国	国債証券	75.8
	特殊債券	10.6
	社債券	7.7
合計		94.1

(注1) 邦貨換算金額については、平成22年3月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により換算し、円未満を切捨ててお
ります。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率で、小数第二位を四捨五入しております。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
安田外国債券マザーファンド

（平成22年3月31日現在）

種類	売建 /買建	通貨	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率 （%）
為替予約取引	売建	米ドル	715,000.00	64,398,815	66,509,300	1.4
	売建	イギリスポンド	2,425,000.00	328,348,995	340,324,500	7.4
	売建	スウェーデンクローナ	1,440,000.00	18,244,800	18,446,400	0.4
	売建	ポーランドズロチ	295,000.00	9,322,000	9,460,650	0.2
	売建	ユーロ	750,000.00	92,092,500	93,675,000	2.0
	買建	米ドル	715,000.00	64,428,650	66,509,300	1.4
	買建	カナダドル	1,350,000.00	118,327,500	123,309,000	2.7
	買建	オーストラリアドル	1,015,000.00	82,712,350	86,203,950	1.9
	買建	スイスフラン	355,000.00	29,809,350	30,987,950	0.7
	買建	シンガポールドル	370,000.00	23,813,200	24,586,500	0.5
	買建	スウェーデンクローナ	8,440,000.00	106,934,800	108,116,400	2.3
	買建	ポーランドズロチ	1,690,000.00	53,404,000	54,198,300	1.2
	買建	ユーロ	975,000.00	119,720,250	121,777,500	2.6

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率で、小数第二位を四捨五入しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

運用開始以来の各計算期末および平成21年3月から平成22年3月までの各月末の純資産の推移は以下の通りです。
安田外国債券ファンド

	純資産総額（百万円）		1万口当たりの基準価額（円）	
	分配付	分配落	分配付	分配落
第1期末 （平成13年3月9日）	2,230	2,147	11,719	11,281
第2期末 （平成14年3月11日）	2,489	2,477	12,058	11,998
第3期末 （平成15年3月10日）	2,830	2,713	13,740	13,170
第4期末 （平成16年3月9日）	1,635	1,589	14,148	13,758
第5期末 （平成17年3月9日）	140	136	13,986	13,556
第6期末 （平成18年3月9日）	147	142	14,436	13,966
第7期末 （平成19年3月9日）	126	122	15,023	14,543
第8期末 （平成20年3月10日）	130	127	14,458	14,058
第9期末 （平成21年3月9日）	114	110	12,496	12,096
第10期末 （平成22年3月9日）	113	111	11,963	11,673
平成21年 3月末	117	-	12,369	-
4月末	111	-	12,404	-
5月末	113	-	12,450	-
6月末	115	-	12,649	-
7月末	116	-	12,649	-
8月末	116	-	12,561	-
9月末	115	-	12,416	-
10月末	118	-	12,666	-
11月末	113	-	12,204	-
12月末	115	-	12,471	-
平成22年 1月末	113	-	12,016	-
2月末	111	-	11,835	-
3月末	120	-	11,976	-

【分配の推移】

安田外国債券ファンド

計算期	1万口当たりの収益分配金（円）
第1期末（平成13年3月9日）	438
第2期末（平成14年3月11日）	60
第3期末（平成15年3月10日）	570
第4期末（平成16年3月9日）	390
第5期末（平成17年3月9日）	430
第6期末（平成18年3月9日）	470
第7期末（平成19年3月9日）	480
第8期末（平成20年3月10日）	400
第9期末（平成21年3月9日）	400
第10期末（平成22年3月9日）	290

【収益率の推移】

安田外国債券ファンド

計算期	収益率（％）
第1期末（平成13年3月9日）	17.2
第2期末（平成14年3月11日）	6.9
第3期末（平成15年3月10日）	14.5
第4期末（平成16年3月9日）	7.4
第5期末（平成17年3月9日）	1.7
第6期末（平成18年3月9日）	6.5
第7期末（平成19年3月9日）	7.6
第8期末（平成20年3月10日）	0.6
第9期末（平成21年3月9日）	11.1
第10期末（平成22年3月9日）	1.1

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配金の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配金の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数第二位を四捨五入しております。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

申込単位	委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。
申込価額	取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
申込受付	取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。 ニューヨークの証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。
申込手数料	販売会社が定める手数料および消費税等に相当する金額がかかります。
その他	収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。この場合、手数料はかかりません。

<お問い合わせ先>

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 換金（解約）手続等

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設けることがあります。

換金単位	委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金受付	換金申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。 ニューヨークの証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、換金の受付を行いません。 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。
信託財産留保額	ありません。
その他	換金代金の支払いは、原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとし、受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意くだ

さい。

買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

1) 基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

2) 組入資産の評価

資産の種類	評価方法
公社債等	原則として、時価（価格情報会社の提供する時価等）により評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
為替予約	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
マザーファンド	計算日の基準価額により評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

保管

該当事項はありません。

信託期間

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

計算期間

ファンドの計算期間は、原則として毎年3月10日から翌年3月9日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

その他

1) 信託の終了

1. 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いま

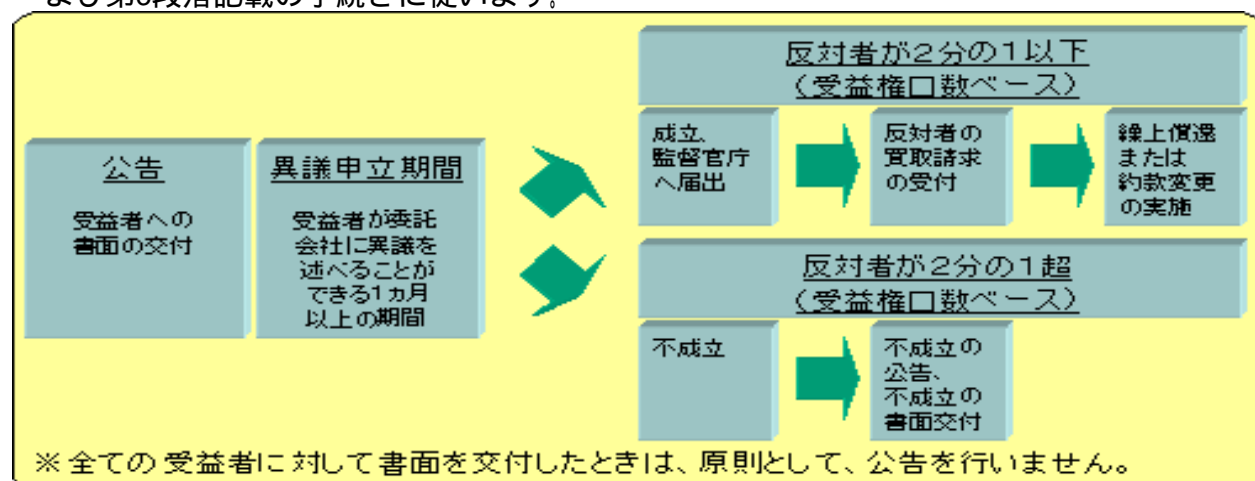
せん。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 信託契約に関する監督官庁の命令
委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
ただし、この信託は、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前1.第2および第3段落記載の手続きに従います。



3) 関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委

託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間の契約の有効期間は信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、委託会社は投資顧問会社に対し3ヵ月前までに、投資顧問会社は委託会社に対し6ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

4) 運用に係る報告

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に販売会社を通じて交付します。

5) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

6) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

7) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

す。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに開始するものとします。

換金(解約)の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金(解約)請求する権利を有します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、当ファンドの第9期並びに第10期の財務諸表から抜粋して記載したものです。

当該財務諸表は、第9期及び第10期については新日本有限責任監査法人により監査証明を受けており、その証明にかかる監査報告書は有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の財務諸表に添付されています。

安田外国債券ファンド

1【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成21年3月9日現在)	第10期 (平成22年3月9日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,700,000	3,800,000
親投資信託受益証券	110,365,830	110,820,324
未収利息	6	5
流動資産合計	115,065,836	114,620,329
資産合計	115,065,836	114,620,329
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,660,179	2,760,205
未払受託者報酬	28,901	30,030
未払委託者報酬	693,497	720,674
その他未払費用	2,839	2,942
流動負債合計	4,385,416	3,513,851
負債合計	4,385,416	3,513,851
純資産の部		
元本等		
元本	91,504,491	95,179,508
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	19,175,929	15,926,970
(分配準備積立金)	12,319,999	10,939,482
元本等合計	110,680,420	111,106,478
純資産合計	110,680,420	111,106,478
負債純資産合計	115,065,836	114,620,329

2【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 （自平成20年3月11日 至平成21年3月9日）	第10期 （自平成21年3月10日 至平成22年3月9日）
営業収益		
受取利息	16	6
有価証券売買等損益	12,699,011	482,829
営業収益合計	12,698,995	482,835
営業費用		
受託者報酬	63,923	60,333
委託者報酬	1,534,041	1,447,801
その他費用	6,275	5,910
営業費用合計	1,604,239	1,514,044
営業利益又は営業損失（ ）	14,303,234	1,031,209
経常利益又は経常損失（ ）	14,303,234	1,031,209
当期純利益又は当期純損失（ ）	14,303,234	1,031,209
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,113,221	570,740
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	36,716,401	19,175,929
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,865,594	3,422,121
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,865,594	3,422,121
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,555,874	2,308,926
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,555,874	2,308,926
分配金	3,660,179	2,760,205
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	19,175,929	15,926,970

3 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	第9期 （自平成20年3月11日 至平成21年3月9日）	第10期 （自平成21年3月10日 至平成22年3月9日）
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成20年3月11日から平成21年3月9日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成21年3月10日から平成22年3月9日までとなっております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典
該当事項はありません。

(3) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

(4) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
該当事項はありません。

(5) 振替受益権

受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定による他、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

「ファンドの詳細情報」は「投資信託説明書（請求目論見書）」に記載しております。「ファンドの詳細情報」に記載される項目は以下の通りです。
なお、「投資信託説明書（請求目論見書）」は、販売会社にご請求いただければ、販売会社を通じて交付いたします。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - （1）資産の評価
 - （2）保管
 - （3）信託期間
 - （4）計算期間
 - （5）その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - （1）貸借対照表
 - （2）損益及び剰余金計算書
 - （3）注記表
 - （4）附属明細表
- 2 ファンドの現況
純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

- 平成12年3月24日 信託契約締結、信託財産の設定、運用開始
- 平成16年1月1日 「YPW外国債券ファンド」から「安田外国債券ファンド」へファンド名変更
- 平成19年1月4日 投資信託の振替制度に移行するための変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。
なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。
ニューヨークの証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。
証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

（2）申込単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。
詳しくは販売会社へお問い合わせください。
取得申込者が販売会社との間で、自動けいぞく投資に関する契約（以下、「別に定める契約」といいます。）および「定時定額購入取引」等を締結した場合は、当該契約に規定する単位でのお申込になります。

（3）申込価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
受益者が、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

（4）申込手数料

取得申込日の翌営業日の基準価額に1.575%（税抜1.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
詳しくは販売会社へお問い合わせください。
「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

（1）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（2）解約受付

換金申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。
ニューヨークの証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。

（３）解約単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

（４）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

（５）信託財産留保額

ありません。

（６）解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

（７）解約に関する留意点

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

第3【管理及び運営】**1【資産管理等の概要】****(1)【資産の評価】****基準価額の算出**

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

組入資産の評価

資産の種類	評価方法
公社債等	原則として、時価（価格情報会社の提供する時価等）により評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
為替予約	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
マザーファンド	計算日の基準価額により評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年3月10日から翌年3月9日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】**信託の終了****1) 信託契約の解約**

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付しま

す。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい信託契約を解約し、信託を終了させます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、この信託は、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

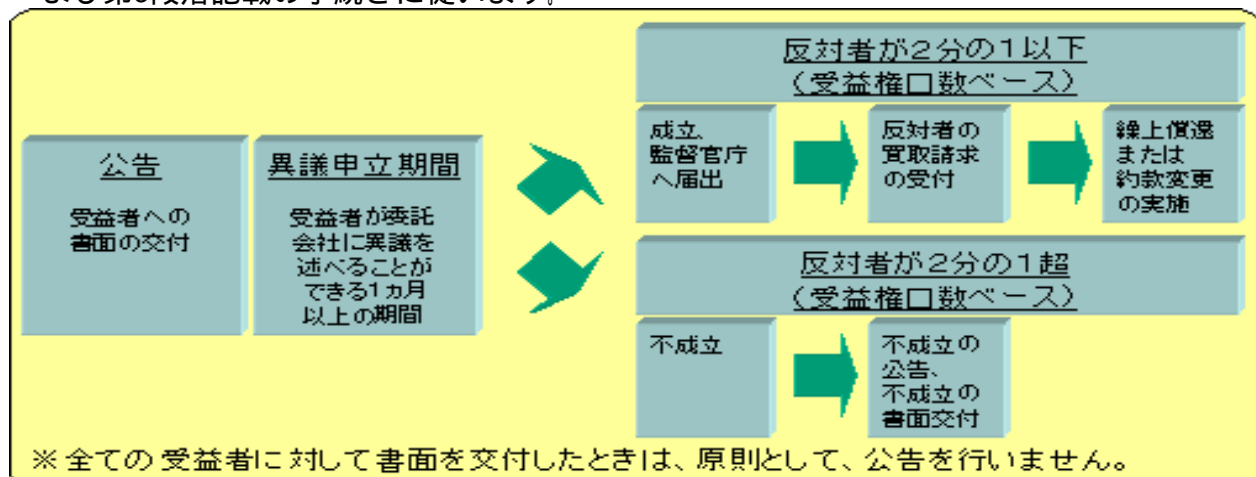
信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前1) 第2および第3段落記載の手続きに従います。



関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間の契約の有効期間は信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、委託会社は投資顧問会社に対し3ヵ月前までに、投資顧問会社は委託会社に対し6ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

運用に係る報告

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第9期計算期間（平成20年3月11日から平成21年3月9日まで）及び第10期計算期間（平成21年3月10日から平成22年3月9日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第9期計算期間（平成20年3月11日から平成21年3月9日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第10期計算期間（平成21年3月10日から平成22年3月9日まで）については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成20年3月11日から平成21年3月9日まで）及び第10期計算期間（平成21年3月10日から平成22年3月9日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

安田外国債券ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成21年3月9日現在)	第10期 (平成22年3月9日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,700,000	3,800,000
親投資信託受益証券	110,365,830	110,820,324
未収利息	6	5
流動資産合計	115,065,836	114,620,329
資産合計	115,065,836	114,620,329
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,660,179	2,760,205
未払受託者報酬	28,901	30,030
未払委託者報酬	693,497	720,674
その他未払費用	2,839	2,942
流動負債合計	4,385,416	3,513,851
負債合計	4,385,416	3,513,851
純資産の部		
元本等		
元本	91,504,491	95,179,508
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	19,175,929	15,926,970
(分配準備積立金)	12,319,999	10,939,482
元本等合計	110,680,420	111,106,478
純資産合計	110,680,420	111,106,478
負債純資産合計	115,065,836	114,620,329

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第9期 (自平成20年3月11日 至平成21年3月9日)	第10期 (自平成21年3月10日 至平成22年3月9日)
営業収益		
受取利息	16	6
有価証券売買等損益	12,699,011	482,829
営業収益合計	12,698,995	482,835
営業費用		
受託者報酬	63,923	60,333
委託者報酬	1,534,041	1,447,801
その他費用	6,275	5,910
営業費用合計	1,604,239	1,514,044
営業利益又は営業損失()	14,303,234	1,031,209
経常利益又は経常損失()	14,303,234	1,031,209
当期純利益又は当期純損失()	14,303,234	1,031,209
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,113,221	570,740
期首剰余金又は期首欠損金()	36,716,401	19,175,929
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,865,594	3,422,121
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,865,594	3,422,121
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,555,874	2,308,926
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,555,874	2,308,926
分配金	3,660,179	2,760,205
期末剰余金又は期末欠損金()	19,175,929	15,926,970

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	第 9 期 (自 平成20年 3 月11日 至 平成21年 3 月 9 日)	第10期 (自 平成21年 3 月10日 至 平成22年 3 月 9 日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成20年 3 月11日から平成21年 3 月 9 日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成21年 3 月 10日から平成22年 3 月 9 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第 9 期 (平成21年 3 月 9 日現在)	第10期 (平成22年 3 月 9 日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 91,504,491口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 95,179,508口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.2096円 (10,000口当たり純資産額) (12,096円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.1673円 (10,000口当たり純資産額) (11,673円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 9 期 (自 平成20年 3 月11日 至 平成21年 3 月 9 日)	第10期 (自 平成21年 3 月10日 至 平成22年 3 月 9 日)																																								
1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 397,079円	1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 374,848円																																								
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額44,764,111円 (10,000口当たり4,891円99銭)のうち、3,660,179円 (10,000口当たり400円00銭)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額45,561,790円 (10,000口当たり4,786円92銭)のうち、2,706,205円 (10,000口当たり290円00銭)を分配金額としております。																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A 3,777,663円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>B -円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 28,783,933円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 12,202,515円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額 (A + B + C + D)</td> <td>E 44,764,111円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F 91,504,491口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)</td> <td>G 4,891円 99銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H 400円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額 (F × H ÷ 10,000)</td> <td>I 3,660,179円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額または口数	配当等収益額（費用控除後）	A 3,777,663円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B -円	収益調整金額	C 28,783,933円	分配準備積立金額	D 12,202,515円	分配対象額 (A + B + C + D)	E 44,764,111円	期末受益権口数	F 91,504,491口	10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)	G 4,891円 99銭	10,000口当たりの分配金額	H 400円 00銭	分配金額 (F × H ÷ 10,000)	I 3,660,179円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A 2,751,392円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>B -円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 31,862,103円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 10,948,295円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額 (A + B + C + D)</td> <td>E 45,561,790円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F 95,179,508口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)</td> <td>G 4,786円 92銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H 290円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額 (F × H ÷ 10,000)</td> <td>I 2,760,205円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額または口数	配当等収益額（費用控除後）	A 2,751,392円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B -円	収益調整金額	C 31,862,103円	分配準備積立金額	D 10,948,295円	分配対象額 (A + B + C + D)	E 45,561,790円	期末受益権口数	F 95,179,508口	10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)	G 4,786円 92銭	10,000口当たりの分配金額	H 290円 00銭	分配金額 (F × H ÷ 10,000)	I 2,760,205円
項目	金額または口数																																								
配当等収益額（費用控除後）	A 3,777,663円																																								
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B -円																																								
収益調整金額	C 28,783,933円																																								
分配準備積立金額	D 12,202,515円																																								
分配対象額 (A + B + C + D)	E 44,764,111円																																								
期末受益権口数	F 91,504,491口																																								
10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)	G 4,891円 99銭																																								
10,000口当たりの分配金額	H 400円 00銭																																								
分配金額 (F × H ÷ 10,000)	I 3,660,179円																																								
項目	金額または口数																																								
配当等収益額（費用控除後）	A 2,751,392円																																								
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B -円																																								
収益調整金額	C 31,862,103円																																								
分配準備積立金額	D 10,948,295円																																								
分配対象額 (A + B + C + D)	E 45,561,790円																																								
期末受益権口数	F 95,179,508口																																								
10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)	G 4,786円 92銭																																								
10,000口当たりの分配金額	H 290円 00銭																																								
分配金額 (F × H ÷ 10,000)	I 2,760,205円																																								

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期（自平成20年3月11日 至 平成21年3月9日）

該当事項はございません。

第10期（自平成21年3月10日 至 平成22年3月9日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

	第9期 （自平成20年3月11日 至平成21年3月9日）	第10期 （自平成21年3月10日 至平成22年3月9日）
期首元本額	90,477,299円	91,504,491円
期中追加設定元本額	17,199,236円	14,611,330円
期中一部解約元本額	16,172,044円	10,936,313円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第9期 （自平成20年3月11日 至平成21年3月9日）		第10期 （自平成21年3月10日 至平成22年3月9日）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に含 まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に含 まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	110,365,830	11,110,034	110,820,324	6,178
合計	110,365,830	11,110,034	110,820,324	6,178

3. デリバティブ取引関係

第9期（自平成20年3月11日 至 平成21年3月9日）

該当事項はございません。

第10期（自平成21年3月10日 至 平成22年3月9日）

該当事項はございません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式（平成22年3月9日現在）

該当事項はございません。

（2）株式以外の有価証券

（平成22年3月9日現在）

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	安田外国債券マザーファンド	61,772,756	110,820,324	
合計		61,772,756	110,820,324	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

安田外国債券マザーファンド

（1）貸借対照表

科目	（平成22年3月9日現在）	
	金額（円）	
資産の部		
流動資産		
預金	44,801,347	
コール・ローン	23,953,511	
国債証券	3,447,561,480	
特殊債券	477,231,396	
社債券	344,108,984	
派生商品評価勘定	35,710,805	
未収入金	93,571,406	
未収利息	49,994,434	
前払費用	12,782,731	
流動資産合計	4,529,716,094	
資産合計	4,529,716,094	
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,620,061	
未払解約金	383,669	
流動負債合計	4,003,730	
負債合計	4,003,730	
純資産の部		
元本等		
元本	2,522,732,698	
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,002,979,666	
元本等合計	4,525,712,364	
純資産合計	4,525,712,364	
負債純資産合計	4,529,716,094	

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自 平成21年 3月10日 至 平成22年 3月 9日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成22年 3月 9日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成21年 3月10日から平成22年 3月 9日までとなっております。

(その他の注記)

(平成22年 3月 9日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 平成21年 3月10日 至 平成22年 3月 9日)の元本状況	
期首(平成21年 3月10日)の元本額	2,708,549,668円
対象期間中の追加設定元本額	220,324,247円
対象期間中の一部解約元本額	406,141,217円
平成22年 3月 9日現在の元本額の内訳	
安田外国債券ファンド	61,772,756円
安田ライフプランファンド20	128,215,047円
安田ライフプランファンド50	77,967,214円
安田ライフプランファンド70	28,726,378円
フコク株25大河	29,537,939円
フコク株50大河	42,172,785円
安田外債日本株ファンド	1,630,370,301円
安田外国債券ファンドV A 適格機関投資家専用	377,711,192円
安田ライフプランファンド20V A 適格機関投資家専用	96,986,423円
安田ライフプランファンド50V A 適格機関投資家専用	39,113,803円
安田ライフプランファンド70V A 適格機関投資家専用	5,377,551円
大河25V A 適格機関投資家専用	2,825,615円
大河50V A 適格機関投資家専用	1,955,694円
計	2,522,732,698円
2. 対象期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.7940円
(10,000口当たり純資産額)	(17,940円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成22年３月９日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成22年３月９日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B	3,580,000	3,605,171.87	
	US TREASURY N/B	1,445,000	1,538,021.87	
	US TREASURY N/B	2,540,000	2,564,606.25	
	US TREASURY N/B	4,000,000	4,075,000.00	
	US TREASURY N/B	905,000	911,646.09	
	US TREASURY N/B	300,000	302,203.12	
	US TREASURY N/B	1,570,000	1,594,040.62	
	US TREASURY N/B	350,000	355,359.37	
	US TREASURY N/B	160,000	221,325.00	
	US TREASURY N/B	400,000	483,187.50	
	US TREASURY N/B	280,000	273,043.75	
	US TREASURY N/B	2,000,000	1,861,562.50	
小計		17,530,000	17,785,167.94	
			(1,603,155,038)	
イギリスポンド	UK TREASURY	1,545,000	1,561,180.78	
	UK TREASURY	325,000	336,317.15	
	UK TREASURY	295,000	302,461.14	
	UK TREASURY	160,000	151,588.80	
小計		2,325,000	2,351,547.87	
			(318,634,736)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	3,590,000	4,228,876.40	
小計		3,590,000	4,228,876.40	
			(53,622,152)	
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	2,500,000	2,643,850.00	
小計		2,500,000	2,643,850.00	
			(43,649,963)	
ユーロ	BUNDESobligation	300,000	318,663.00	
	BUNDESobligation	175,000	178,043.25	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	830,000	929,276.30	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	40,000	40,222.80	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	595,000	598,314.15	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	530,000	567,868.50	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,440,000	2,541,479.60	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,350,000	1,441,746.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	190,000	203,710.40	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	750,000	775,357.50	

	FRANCE (GOVT OF)	485,000	494,185.90	
	FRANCE (GOVT OF)	190,000	193,598.60	
	FRANCE (GOVT OF)	215,000	211,783.60	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	365,000	385,710.10	
	BELGIUM KINGDOM	530,000	545,544.90	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	355,000	378,433.55	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000	393,976.00	
	FINNISH GOVERNMENT	675,000	732,759.75	
	HELLENIC REPUBLIC	700,000	698,271.00	
小計		11,115,000	11,628,944.90	
			(1,428,499,591)	
国債証券計			3,447,561,480	
			(3,447,561,480)	
特殊債券				
イギリスポンド	NETWORK RAIL INFRA FIN	190,000	201,783.80	
	KFW	300,000	334,287.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	300,000	320,547.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	330,000	372,378.60	
小計		1,120,000	1,228,996.40	
			(166,529,012)	
ユーロ	KFW	690,000	726,447.18	
	KFW	610,000	658,315.05	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	600,000	617,922.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	480,000	526,641.60	
小計		2,380,000	2,529,325.83	
			(310,702,384)	
特殊債券計			477,231,396	
			(477,231,396)	
社債券				
イギリスポンド	ROYAL BK OF SCOTLAND PLC	300,000	312,942.00	
	CITIGROUP INC	320,000	326,192.00	
	ROYAL BK OF SCOTLAND PLC	180,000	188,843.40	
	LLOYDS TSB BANK PLC	170,000	181,320.30	
小計		970,000	1,009,297.70	
			(136,759,838)	
ユーロ	GOLDMAN SACHS GP	200,000	202,866.40	
	SOCIETE GENERALE	150,000	155,188.65	
	CREDIT SUISSE LONDON	150,000	155,744.70	
	RABOBANK NEDERLAND	480,000	503,950.08	
	NORDEA BANK AB	150,000	159,449.55	
	DNB NOR BANK ASA	150,000	159,482.70	
	GE CAPITAL EURO FUNDING	330,000	351,279.06	

小計		1,610,000	1,687,961.14	
			(207,349,146)	
社債券計			344,108,984	
			(344,108,984)	
合計			4,268,901,860	
			(4,268,901,860)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券10銘柄	35.4%	37.5%
イギリスポンド	国債証券4銘柄	7.0%	7.5%
	特殊債券4銘柄	3.7%	3.9%
	社債券4銘柄	3.0%	3.2%
スウェーデンクローナ	国債証券1銘柄	1.2%	1.2%
デンマーククローネ	国債証券1銘柄	1.0%	1.0%
ユーロ	国債証券17銘柄	31.6%	33.5%
	特殊債券4銘柄	6.8%	7.3%
	社債券7銘柄	4.6%	4.9%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（平成22年3月9日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	570,723,342	-	547,344,850	23,378,492
	米ドル	41,416,100	-	41,450,600	34,500
	イギリスポンド	340,201,602	-	316,839,000	23,365,602
	スウェーデンクローナ	17,732,880	-	18,244,800	511,920
	ポーランドズロチ	8,952,070	-	9,322,000	369,930
	ユーロ	162,420,690	-	161,491,450	929,240
	買建	590,437,848	-	599,150,100	8,712,252
	米ドル	64,326,523	-	64,428,650	102,127
	カナダドル	114,393,465	-	118,327,500	3,934,035
	オーストラリアドル	81,224,157	-	82,712,350	1,488,193
	スイスフラン	30,347,353	-	29,809,350	538,003
	シンガポールドル	23,703,051	-	23,813,200	110,149
	スウェーデンクローナ	103,451,612	-	106,934,800	3,483,188
	ポーランドズロチ	51,643,189	-	53,404,000	1,760,811
	ユーロ	121,348,498	-	119,720,250	1,628,248
	合計	-	-	-	32,090,744

（注）時価の算定方法

為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

安田外国債券ファンド

（平成22年3月31日現在）

項目	金額または口数
資産総額	120,251,736円
負債総額	91,506円
純資産総額（ - ）	120,160,230円
発行済数量	100,332,948口
1万口当たり純資産額（ / *10,000）	11,976円

参考

親投資信託の現況は以下のとおりです。

純資産額計算書

安田外国債券マザーファンド

（平成22年3月31日現在）

項目	金額または口数
資産総額	5,706,751,142円
負債総額	1,104,744,701円
純資産総額（ - ）	4,602,006,441円
発行済数量	2,498,119,777口
1万口当たり純資産額（ / *10,000）	18,422円

第5【設定及び解約の実績】

安田外国債券ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	1,903,445,317	98,408	1,903,346,909
第2期	169,127,135	7,768,882	2,064,705,162
第3期	64,970,754	69,433,992	2,060,241,924
第4期	117,649,006	1,022,266,010	1,155,624,920
第5期	59,742,739	1,114,987,421	100,380,238
第6期	23,486,720	21,546,618	102,320,340
第7期	25,752,366	43,878,086	84,194,620
第8期	24,482,860	18,200,181	90,477,299
第9期	17,199,236	16,172,044	91,504,491
第10期	14,611,330	10,936,313	95,179,508

（注1）本邦外における設定及び解約はございません。

（注2）第1期の設定口数には、当初募集期間中にかかる設定口数を含んで表示しております。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成22年4月末現在）

資本金	26億円
発行する株式の総数	16万株
発行済株式総数	11万5600株
過去5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

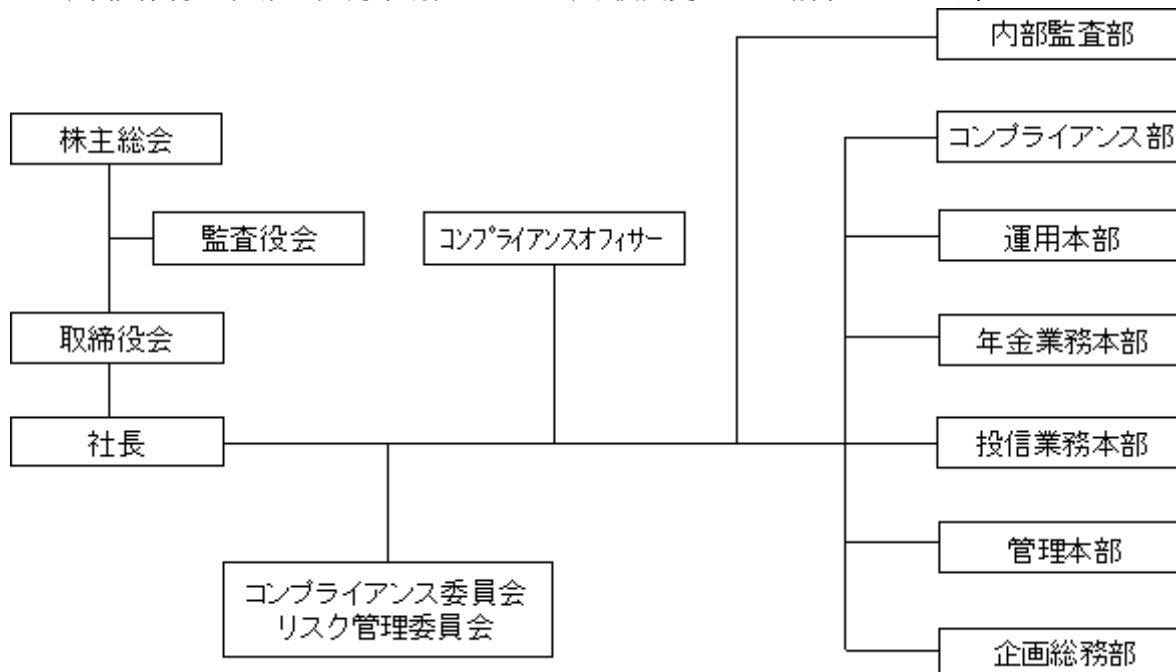
（2）会社の機構

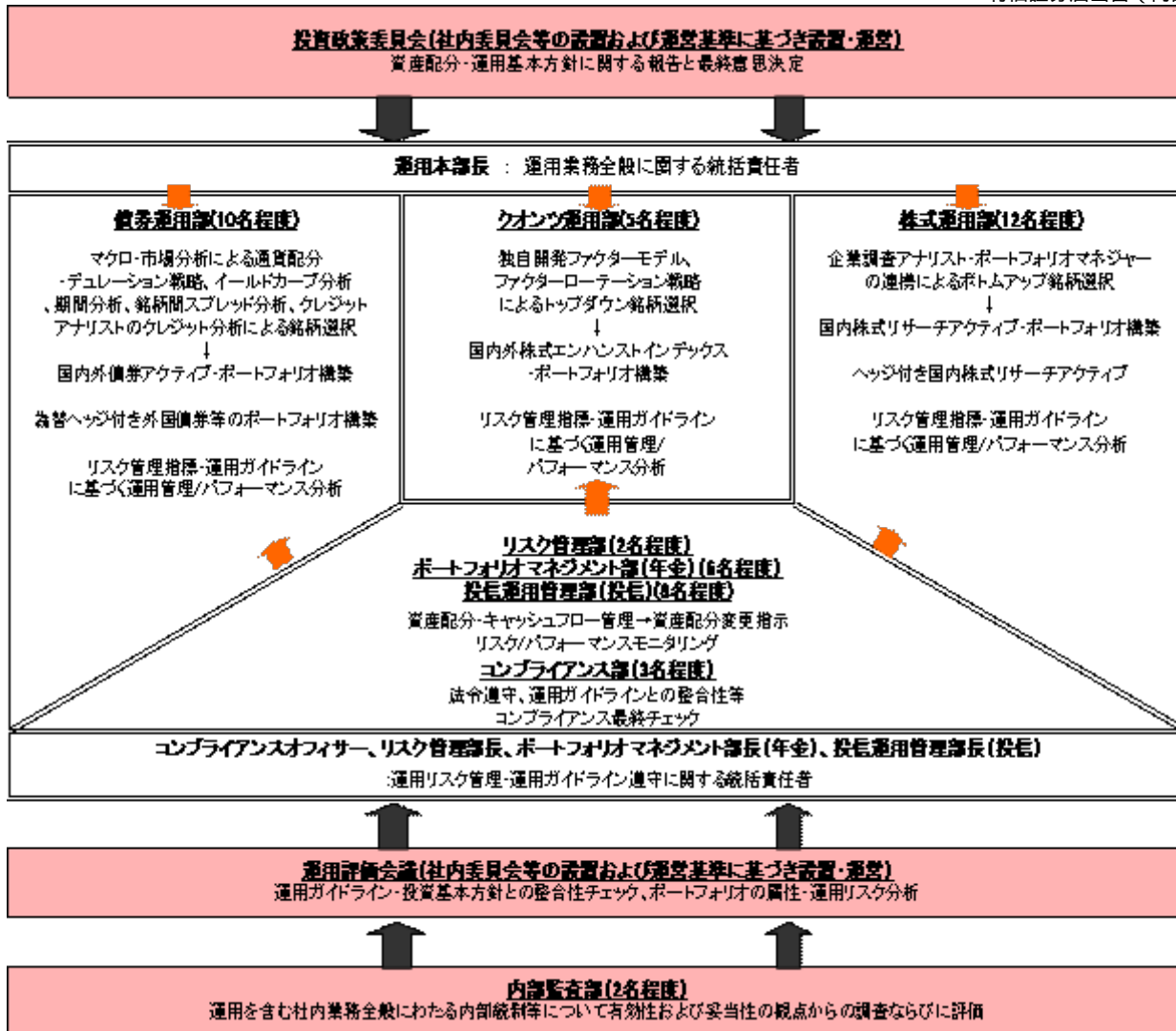
（経営体制と運用体制）

経営の意思決定機関として、取締役会をおきます。取締役会は、業務執行の基本方針を決定し、取締役の業務を監督します。また、ファンド運用の基本方針、重要事項を決定する投資政策委員会、リスク管理状況をチェックする運用評価会議をおき、運営しています。

ファンドの運用体制は次の通りです。

なお、下記体制は平成22年4月末現在のものです、今後変更となる場合があります。





2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
委託会社の運用する証券投資信託の純資産総額は、次の通りです。（平成22年4月末現在）

種類	本数	純資産総額（億円）
単位型株式投資信託	3	39
追加型株式投資信託	82	2,886
単位型公社債投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	0	0
合計	85	2,925

3【委託会社等の経理状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成し、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

ただし、第10期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第11期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）及び第11期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けており、当中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第10期 (平成20年3月31日現在)		第11期 (平成21年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,382,158		3,123,431
前払費用		38,212		34,920
未収入金		1,723		-
未収委託者報酬		567,753		309,359
未収運用受託報酬	2	58,763	2	47,231
未収投資助言報酬		21,499	2	55,320
未収還付法人税等		-		32,227
未収消費税等		-		17,677
繰延税金資産		29,884		-
その他流動資産		448		5,965
流動資産計		4,100,443		3,626,134
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	67,547	1	57,092
器具備品	1	79,793	1	50,821
有形固定資産計		147,341		107,913
無形固定資産				
ソフトウェア		22,364		17,506
電話加入権		4,324		4,324
その他無形固定資産		111		93
無形固定資産計		26,800		21,924
投資その他の資産				
長期前払費用		6,428		1,232
繰延税金資産		9,489		-
長期差入保証金		171,343		177,826
投資その他の資産計		187,260		179,058
固定資産計		361,402		308,897
資産合計		4,461,846		3,935,031

（単位：千円）

	第10期 （平成20年3月31日現在）	第11期 （平成21年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	42,664	6,182
未払金	206,112	102,930
未払手数料	2 206,112	2 102,930
未払費用	165,378	105,129
未払法人税等	20,832	-
未払消費税等	14,336	5,569
前受収益	12,543	-
賞与引当金	54,659	56,231
流動負債計	516,526	276,043
固定負債		
退職給付引当金	22,986	23,821
固定負債計	22,986	23,821
負債合計	539,512	299,864
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金	646,250	646,250
資本剰余金計	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	650,084	362,916
利益剰余金計	676,084	388,916
株主資本計	3,922,334	3,635,166
純資産合計	3,922,334	3,635,166
負債・純資産合計	4,461,846	3,935,031

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第10期		第11期	
	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		3,033,591		2,134,231
受入手数料		58,572		50,488
運用受託報酬	1	614,516	1	506,704
投資助言報酬	1	153,251	1	129,235
営業収益計		3,859,932		2,820,660
営業費用				
支払手数料	1	1,158,705	1	766,367
広告宣伝費		13,882		12,867
公告費		1,849		1,178
調査費		1,104,552		865,325
調査費		324,055		328,473
委託調査費		778,479		535,416
図書費		2,017		1,435
委託計算費		72,165		60,702
営業雑経費		93,614		84,024
印刷費		73,164		65,600
その他雑経費		20,449		18,424
営業費用計		2,444,769		1,790,465
一般管理費				
給料		694,570		712,599
役員報酬		55,294		57,749
給料・手当		545,015		552,981
賞与		94,260		101,868
交際費		5,195		4,135
寄付金		600		300
旅費交通費		32,016		23,065
租税公課		13,319		11,669
不動産賃借料		141,282		151,538
退職給付費用		16,421		19,077
賞与引当金繰入		54,659		56,231
固定資産減価償却費		80,375		47,262
諸経費		222,933		217,534
一般管理費計		1,261,373		1,243,414
営業利益又は営業損失（ ）		153,789		213,219

（単位：千円）

	第10期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	第11期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）
営業外収益		
有価証券利息	196	-
受取利息	8,926	10,527
有価証券償還益	207	-
雑収入	293	247
営業外収益計	9,623	10,774
営業外費用		
固定資産除却損	1,732	1,950
有価証券売却損	0	-
雑損失	8	60
営業外費用計	1,740	2,010
経常利益又は経常損失（ ）	161,672	204,455
特別利益		
投資有価証券清算益	9,740	-
投資有価証券売却益	6,557	-
特別利益計	16,298	-
特別損失		
臨時法務費用	-	2
特別損失計	-	9,835
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	177,971	214,291
法人税、住民税及び事業税	74,394	2,290
法人税等調整額	360	39,374
当期純利益又は当期純損失（ ）	103,216	255,955

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第10期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第11期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,600,000	2,600,000
当期末残高	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	646,250	646,250
当期末残高	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	26,000	26,000
当期末残高	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	662,467	650,084
当期変動額		
剰余金の配当	115,600	31,212
当期純利益又は当期純損失()	103,216	255,955
当期変動額合計	12,383	287,167
当期末残高	650,084	362,916
株主資本合計		
前期末残高	3,934,717	3,922,334
当期変動額		
剰余金の配当	115,600	31,212
当期純利益又は当期純損失()	103,216	255,955
当期変動額合計	12,383	287,167
当期末残高	3,922,334	3,635,166

（単位：千円）

	第10期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	第11期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	102	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額	102	-
当期変動額合計	102	-
当期末残高	-	-
純資産合計		
前期末残高	3,934,820	3,922,334
当期変動額		
剰余金の配当	115,600	31,212
当期純利益又は当期純損失（ ）	103,216	255,955
株主資本以外の項目の当期変動額	102	-
当期変動額合計	12,486	287,167
当期末残高	3,922,334	3,635,166

重要な会計方針

項目	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」によっております。 これによる財務諸表に与える影響額は軽微であります。 (追加情報) なお、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これによる財務諸表に与える影響額は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p>
2 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p>

項目	第10期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第11期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
3 その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

第10期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第11期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>1 金融商品取引業等に関する内閣府令の施行に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において区分して表示しておりました「現金」及び「預金」は、当事業年度においては「現金・預金」として一括表示しております。</p> <p>2 金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収収益」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ92,649千円、24,538千円であります。</p> <p>(損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ707,887千円、139,345千円であります。</p>	

注記事項

（貸借対照表関係）

第10期 （平成20年3月31日現在）	第11期 （平成21年3月31日現在）																		
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">23,195千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">119,966千円</td> </tr> </table> <p>2 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,456千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">15,812千円</td> </tr> </table>	建物	23,195千円	器具備品	119,966千円	未収運用受託報酬	1,456千円	未払手数料	15,812千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">33,650千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">111,295千円</td> </tr> </table> <p>2 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">793千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">39,593千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">11,241千円</td> </tr> </table>	建物	33,650千円	器具備品	111,295千円	未収運用受託報酬	793千円	未収投資助言報酬	39,593千円	未払手数料	11,241千円
建物	23,195千円																		
器具備品	119,966千円																		
未収運用受託報酬	1,456千円																		
未払手数料	15,812千円																		
建物	33,650千円																		
器具備品	111,295千円																		
未収運用受託報酬	793千円																		
未収投資助言報酬	39,593千円																		
未払手数料	11,241千円																		

（損益計算書関係）

第10期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第11期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）												
<p>1 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">2,557千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">91,141千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">60,152千円</td> </tr> </table>	運用受託報酬	2,557千円	投資助言報酬	91,141千円	支払手数料	60,152千円	<p>1 関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,666千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">81,260千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">50,116千円</td> </tr> </table> <p>2 当社設定の私募投信（1銘柄）の組入資産をプライムブローカレッジ契約に基づき管理しているリーマン・ブラザーズ関連会社が経営破綻し、当該投信の組入資産が管財人により凍結されたことに起因する弁護士相談料であります。</p>	運用受託報酬	1,666千円	投資助言報酬	81,260千円	支払手数料	50,116千円
運用受託報酬	2,557千円												
投資助言報酬	91,141千円												
支払手数料	60,152千円												
運用受託報酬	1,666千円												
投資助言報酬	81,260千円												
支払手数料	50,116千円												

（株主資本等変動計算書関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	-	-	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	115,600	1,000	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	利益剰余金	270	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	-	-	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	270	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（有価証券関係）

第10期（平成20年3月31日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
9,567	6,557	0

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第11期（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第10期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
<p>1 採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を併用しております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当会計年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1)退職給付債務 22,986千円 (2)退職給付引当金 22,986千円</p> <p>3 退職給付費用に関する事項（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）</p> <p>退職給付費用 16,421千円</p> <p>なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,462千円が含まれております。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1)退職給付債務 23,821千円 (2)退職給付引当金 23,821千円</p> <p>3 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）</p> <p>退職給付費用 19,077千円</p> <p>なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,485千円が含まれております。</p>

（ストック・オプション等関係）

第10期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)																																												
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">22,240千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">9,353</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>7,780</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">39,374</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;"><u>39,374</u></td> </tr> </table>	賞与引当金	22,240千円	退職給付引当金	9,353	その他	<u>7,780</u>	繰延税金資産小計	39,374	繰延税金資産合計	<u>39,374</u>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産(流動)</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">87,823千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">22,880千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td style="text-align: right;">2,864千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>3,081千円</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">116,650千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産(固定)</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">9,692千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>113千円</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">9,806千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right;">126,457千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>125,201千円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">1,255千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債(流動)</td> </tr> <tr> <td>未収事業税</td> <td style="text-align: right;"><u>1,255千円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">1,255千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。</p>	繰延税金資産(流動)		税務上の繰越欠損金	87,823千円	賞与引当金	22,880千円	法定福利費	2,864千円	その他	<u>3,081千円</u>	計	116,650千円	繰延税金資産(固定)		退職給付引当金	9,692千円	その他	<u>113千円</u>	計	9,806千円	繰延税金資産計	126,457千円	評価性引当金	<u>125,201千円</u>	繰延税金資産合計	1,255千円	繰延税金負債(流動)		未収事業税	<u>1,255千円</u>	繰延税金負債合計	1,255千円	繰延税金資産の純額	-千円
賞与引当金	22,240千円																																												
退職給付引当金	9,353																																												
その他	<u>7,780</u>																																												
繰延税金資産小計	39,374																																												
繰延税金資産合計	<u>39,374</u>																																												
繰延税金資産(流動)																																													
税務上の繰越欠損金	87,823千円																																												
賞与引当金	22,880千円																																												
法定福利費	2,864千円																																												
その他	<u>3,081千円</u>																																												
計	116,650千円																																												
繰延税金資産(固定)																																													
退職給付引当金	9,692千円																																												
その他	<u>113千円</u>																																												
計	9,806千円																																												
繰延税金資産計	126,457千円																																												
評価性引当金	<u>125,201千円</u>																																												
繰延税金資産合計	1,255千円																																												
繰延税金負債(流動)																																													
未収事業税	<u>1,255千円</u>																																												
繰延税金負債合計	1,255千円																																												
繰延税金資産の純額	-千円																																												

（企業結合等関係）

第10期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第10期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

第10期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払	収益 93,698 費用 61,424	未収運用受託報酬 未払手数料等	1,456 15,847

- 注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。
 2 取引金額には消費税は含まれておりません。
 3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に追加したものはありません。

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払等	収益 82,926 費用 50,981	未収投資助言報酬 未収運用受託報酬 未払手数料等	39,593 793 11,276

- 注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。
 2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

（ 1株当たり情報 ）

第10期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）		第11期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	
1株当たり純資産額	33,930円22銭	1株当たり純資産額	31,446円07銭
1株当たり当期純利益	892円87銭	1株当たり当期純損失	2,214円14銭
(1) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		(1) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	103,216千円	当期純損失	255,955千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	103,216千円	普通株式に係る当期純損失	255,955千円
期中平均株式数	115,600株	期中平均株式数	115,600株

（ 重要な後発事象 ）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,903,342
未収委託者報酬		387,170
未収運用受託報酬		102,245
未収投資助言報酬		60,351
その他流動資産		59,646
流動資産計		3,512,756
固定資産		
有形固定資産	1	106,708
無形固定資産		111,849
投資その他の資産		178,399
長期前払費用		573
長期差入保証金		177,826
固定資産計		396,957
資産合計		3,909,713
負債の部		
流動負債		
預り金		6,320
未払金		133,632
未払費用		165,692
未払法人税等		4,894
賞与引当金		54,388
その他流動負債	2	12,270
流動負債計		377,198
固定負債		
退職給付引当金		24,812
固定負債計		24,812
負債合計		402,011
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		646,250
資本剰余金計		646,250
利益剰余金		
利益準備金		26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		235,452
利益剰余金計		261,452
株主資本計		3,507,702
純資産合計		3,507,702
負債・純資産合計		3,909,713

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
<hr/>		
営業収益		
委託者報酬		1,019,707
受入手数料		22,728
運用受託報酬		227,277
投資助言報酬		48,656
営業収益計		1,318,370
営業費用		
支払手数料		358,983
その他営業費用		499,047
営業費用計		858,031
一般管理費	1	587,382
営業損失（ ）		127,043
営業外収益	2	3,290
営業外費用		2,566
経常損失（ ）		126,319
特別利益		-
特別損失		-
税引前中間純損失（ ）		126,319
法人税、住民税及び事業税		1,145
法人税等調整額		-
中間純損失（ ）		127,464

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		2,600,000
当中間期末残高		2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		646,250
当中間期末残高		646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		26,000
当中間期末残高		26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		362,916
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純損失()		127,464
当中間期変動額合計		127,464
当中間期末残高		235,452
株主資本合計		
前期末残高		3,635,166
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純損失()		127,464
当中間期変動額合計		127,464
当中間期末残高		3,507,702
純資産合計		
前期末残高		3,635,166
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純損失()		127,464
当中間期変動額合計		127,464
当中間期末残高		3,507,702

[次へ](#)

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年9月30日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年
2 引当金の計上基準	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付の見込額（自己都合による当中間会計期間未要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。
3 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 157,480千円
2	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年9月30日)	
1	減価償却実施額 有形固定資産 13,075千円 無形固定資産 5,195千円
2	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 2,100千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年9月30日)				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	115,600	-	-	115,600
2 配当に関する事項 該当事項はありません。				

（リース取引関係）

当中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	
1株当たり純資産額	30,343円44銭
1株当たり中間純損失	1,102円63銭
(1) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純損失	127,464千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純損失	127,464千円
期中平均株式数	115,600株

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 委託会社の定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社)
資本金の額	247,260百万円(平成21年9月末現在)
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(1)名称	(2)資本金の額(百万円) (平成21年9月末現在)	(3)事業の内容
楽天証券株式会社	7,477	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社北海道銀行	93,524	日本において、銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
明治安田生命保険相互会社	410,000 (平成21年9月末現在の基金および基金償却積立金の合計)	日本において、保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名称	UBSグローバル・アセット・マネジメント(US)・インク
資本金の額	平成21年9月末現在 2,320万ドル(約20億9,287万円 1米ドル=90.21円)
事業の内容	米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社に対し、ファンド資産の運用に係る、投資一任業務を行います。

3【資本関係】

販売会社である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株式を114,000株(持株比率98.62%)保有しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を採用することがあります。また、ファンドの形態および委託会社の名称が記載されます。
- (2) 目論見書に以下の項目について記載します。
- 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、冒頭に記載することがあります。
- 届出書本文第二部「ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「5 運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。
- 目論見書に信託約款の全文を記載します。
- 目論見書の巻末に「用語集」を掲載することがあります。
- 以下の趣旨の事項を記載することがあります。
- < 投資信託の購入の注意 >
- 投資信託は、その商品性から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 投資信託は預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・ 登録金融機関は投資者保護基金に加入していません。
 - ・ 投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託の購入者が負うこととなります。
 - ・ 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。
- (3) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) ファンドに関する情報として、ファンドの資産額を記載することがあります。
- (6) ファンドマネージャーの氏名、写真、略歴等を記載することがあります。
- (7) 投信評価会社、投信評価機関の評価を取得、使用することがあります。
- (8) 当ファンドの運用実績の推移を表示することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年5月7日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている安田外国債券ファンドの平成21年3月10日から平成22年3月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田外国債券ファンドの平成22年3月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月1日

安田投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻 前正紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年4月24日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸治 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている安田外国債券ファンドの平成20年3月11日から平成21年3月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田外国債券ファンドの平成21年3月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 当事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。